

COPY

尼崎市指令(環保)第2930号
平成30年5月28日

株式会社 ハーモニックス
代表取締役 今村 浩 様

尼崎市 長
稲村 和 美



平成30年4月18日付けで申請のあった汚染土壌処理業の変更許可申請については、土壌汚染対策法第23条第1項の規定により、次の条件をつけて許可します。

1 事業の範囲

- (1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
株式会社ハーモニックス尼崎工場
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
尼崎市南初島町15番地
- (3) 汚染土壌処理施設の種類
浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))
- (4) 汚染土壌処理施設の処理能力
浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))
39.64 t/h、872 t/日(稼働時間 22h)
- (5) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

受け入れられる特定有害物質	受け入れられる特定有害物質の汚染状態
鉛及びその化合物	第二溶出量基準を満たしていること 土壌含有量基準は濃度上限なし
六価クロム化合物 セレン及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	第二溶出量基準及び土壌含有量基準を満たしていること

2 許可の期限及び条件

- (1) 許可の期限
平成33年2月24日
- (2) 許可の条件
ア 土壌汚染対策法及びその他環境管理に関する法令を遵守すること。
イ 汚染土壌処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、特定有害物質の飛散、流出及び地下浸透等の発生を防止すること。